

改正案	現行
<p>(交付金)</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める経費は、農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費とする。</p> <p>2 法第二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の農業者の数に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第二条 (削る。)</p> <p>法第二条第四項の政令で定める業務は、農地法により都道府県機構が行うものとされた業務とする。</p> <p>第三条・第四条 (略)</p>	<p>(交付金)</p> <p>第一条 農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める経費は、農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費とする。</p> <p>2 法第二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該予算総額の二割五分は、各都道府県の農家数に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第一条の二 法第二条第四項の規定による国の負担は、各年度において、都道府県農業会議の会議員の手当及び職員<sup>の</sup>給与費につき農林水産大臣が次項に規定する事項に関する事務の内容及び量等を考慮して定める基準により算定した額に相当する額について行う。</p> <p>2 法第二条第四項の政令で定める事項は、農地法により都道府県農業会議の所掌に属させた事項とする。</p> <p>第一条の三・第二条 (略)</p>

(削る。)

(選挙による委員の定数の基準)

第二条の二 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第十二条第一号の委員として選任しなければならない委員の数と四人(同条第一号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区	分	委員の数の上限
一	(一) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 十アール(北海道にあつては、三十アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	二十人

(削る。)

二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人
三	その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人

(選挙人名簿の調製)

第三条 法第八条第一項の規定により選挙権を有する者は、毎年一月一日現在により同月十日までに、農林水産省令で定める様式による農業委員会選挙人名簿調製のための申請書を農業委員会を経由して市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の申請書を受理したときは、一月三十一日までに、当該申請書に記載された事項についての意見を附して、これを市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、申請書に記載された者が法第八条第一項第二号若しくは第三号の規定により選挙権を有しないと認めるとき又は申請書に記載された農地につき同条第三項の規定により面積を定めたときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

3 法第八条第一項の規定による選挙権を有する者で第一項の申請書を提出しないものがあるときは、農業委員会は、その者について同項の申請

書に代るべき文書を作製し、一月三十一日までに市町村の選挙管理委員会に提出することができる。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の申請書及び前項の文書に基き、二月二十日までに法第十条第一項の規定による農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

5 前四項の規定は、法第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条第一項（選挙人名簿の再調製）の規定による選挙人名簿の再調製につき準用する。但し、期日については、市町村の選挙管理委員会が定めて告示するところによる。

6 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された農業委員会委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

（選挙人名簿に登録されなかつた者の立候補届出）

第四条 選挙人名簿に登録されなかつた者で選挙人名簿に登録されるべきもの及び選挙人名簿確定の期日において年齢二十年に達しなかつたため選挙人名簿に登録されなかつたが選挙の期日までに年齢二十年に達したものの他選挙の期日までに被選挙権を有するに至つたものが立候補をしようとするときは、その届出書に第六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十九条第一項第一号ロ（立候補の届出書に記載すべき事項）に掲げる事項のほか、その者（その者が法第八条第一項第一号又は第二号の規定によつては被選挙権を有しないが同項第二号の規定により被選挙権を有する者であるときは、その者が組

削る。）

(農業委員会の委員の定数の基準)

第五条 法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

一	区	分	委員の定数の上限	(一)	十アール(北海道にあつては、三十アール)以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯	推進委員を委嘱する農業委員会	十四人
					推進委員を委嘱しない農業委員会	二十七人	

合員、社員又は株主となつてゐる農業生産法人の耕作の業務を営む農地の面積を記載しなければならない。

2 前項の者が、法第八条第一項第一号若しくは第三号の規定によつては被選挙権を有しないが同項第二号の規定により被選挙権を有する者であるとき、又は同項第一号若しくは第二号の規定によつては被選挙権を有しないが同項第三号の規定により被選挙権を有する者であるときは、当該各号に該当する旨の農業委員会の証明書を前項の届出書に添えなければならぬ。

第五条 削除

三	二		
<p>「基準農業者数が六千を超え、かつ、その区域</p>	<p>「一」の項及び「三」の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</p>		<p>「数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（「三」の項において「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会</p> <p>（二）その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会</p>
<p>「推進委員を委嘱する農業委員会</p>	<p>「推進委員を委嘱しない農業委員会</p>	<p>「推進委員を委嘱する農業委員会</p>	
<p>「二十四人</p>	<p>「三十七人</p>	<p>「十九人</p>	

内の農地面積が五千ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	四十七人
-------------------------	-----------------	------

(削る。)

(公職選挙法施行令の準用)

第六条 公職選挙法施行令第八条第一項から第四項まで(任期中における選挙区等の変更)、第十六条(表示の消除)、第十九条(選挙人名簿の移送又は引継ぎ)、第二十一条(選挙人名簿の再調製)、第四章(第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第二項及び第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条第二項から第四項まで並びに第四十九条の規定を除く。)(投票、第四章の三(期日前投票)、第五章(第五十条第五項から第七項まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条第五項から第七項まで、第五十六条第二項、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで及び第六十一条第四項の規定を除く。)(不在者投票)、第六章(第六十六条、第六十七条第三項から第六項まで、第七十条、第七十条の二第二項、第七十条の三、第七十七条第二項、第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。)(開票、第七章(第八十二条第二項、第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。)(選挙会)、第八十九条(立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべ

き事項等)、第九十一条(候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務)、第九十二条第九項の規定により読み替えて適用する同条第一項から第三項まで(公職の候補者等に関する通知)、第十一章(第九十九条から第一百一十一条の六まで、第一百四十二条、第二百二十三条及び第二百五十五条の二から第二百二十六条までの規定を除く。)(選挙運動)、第十三章(市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例)、第三百二十二条(再選挙の期日の告示)、第三百二十二条の十(選挙の一部無効に関する通知)、第四百二十二条の二(不在者投票の時間にする事ができる行為)、第四百二十二条の三(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)及び第四百四十五条(選挙人名簿等の様式)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条第四条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項

「とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。））。次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同令第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と、同令第二十六条第二項中「告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同令第二十六条の五中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第二十八条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。）とあるのは「抄本」と、同令第三十五条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）」とあるのは「抄本」と、同令第五十六条第三項第五十条第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十六条第三項（同令第五十七条第三項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。）中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項及び同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第八十条の五第六項」と、同令第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号ロ」と、同令第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告

示、法第四百四十九条第四項の新聞広告、法第五百十条第三項の政見放送、法第五百十一条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六十七條第一項（法第七十二条の二の規定により条例で定める場合を含む。）の選挙公報並びに法第七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第十一項の告示」と、同令第一百九条第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならぬ」とあるのは「その使用を許可しなければならない」と、同令第三百一十一条第一項中「関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項及び同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（農業委員会の委員の解任請求趣意書の作製）

第七條 法第十四条第一項の規定による委員の解任の請求をしようとする者（以下「解任請求代表者」という。）は、自己及びその解任を請求しようとする委員の氏名、解任請求の要旨その他必要な事項を記載した委員解任請求趣意書（以下「趣意書」という。）に委員解任請求者署名用紙（以下「署名用紙」という。）を添附して、その各葉に割印した後市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

（削る。）

(削る。)

(削る。)

- 2| 解任請求代表者は、署名用紙を分冊とすることができる。この場合には、分冊ごとに趣意書の写を添附しなければならない。
- 3| 署名用紙は、農林水産省令で定める様式によつて調製しなければならない。
- 4| 市町村の選挙管理委員会は、趣意書の提出を受けた場合において、当該解任請求代表者が農業委員会委員選挙人名簿に登録された者であることを確認したときは、趣意書又はその写及び署名用紙の各葉に契印し、趣意書の提出があつた旨を告示しなければならない。

(解任請求の署名押印)

- 第八条 解任請求代表者は、前条第四項の規定により契印を受けた署名用紙に、農業委員会の委員の選挙権を有する者で農業委員会委員選挙人名簿に登録されたものの署名(自署に限る。)及び押印を求め、委員解任請求署名簿(以下「署名簿」という。)を作製しなければならない。
- 2| 前項の署名押印をした者は、その者についての次条第三項の契印を終つた後は、署名押印の取消をすることができない。

(署名簿の確認)

- 第九条 解任請求代表者は、署名簿に署名押印した者の数が法第十四条第五項の規定により告示された数をこえるに至つたときは、第七条第四項の告示の日から一箇月以内に署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出して、署名押印をした者が農業委員会委員選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2| 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する期間の経過後に提出された署名簿を受理することができない。

3| 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による請求があつた場合において、署名簿に署名押印した者が農業委員会委員選挙人名簿に登録されている者であることを確認したときは、直ちに当該選挙人名簿の写と署名簿とに契印してその旨の証明をしなければならない。

4| 市町村の選挙管理委員会は、前項の契印を終つたときは、直ちに署名簿に署名押印した者の総数及びこれらの者で当該選挙人名簿に登録されたものの総数を計算してその数を署名簿の末尾に記載し、これを解任請求代表者に返付しなければならない。

5| 前項の計算においては、二以上の同一人の署名押印は、一の署名押印とみなす。

(農業委員会の委員の解任請求)

第十条 法第十四条第一項の規定による委員の解任の請求は趣意書に前条第三項の規定による証明を受けた署名簿を添附してしなければならない。

2| 前項の請求は、前条第四項の規定により署名簿の返付を受けた日から十四日以内でなければならない。

(署名簿の却下及び再請求)

第十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条の請求があつた場合において、当該署名簿に署名押印した者の総数が法第十四条第五項の数に達しな

(削る。)

(削る。)

(農業委員会の部会の委員の互選)

第六条 (略)

2 前項の互選の時期、方法及び手続に関する規程の制定及び変更は、当該農業委員会の総会(法第二十七条第一項に規定する総会をいう。)の議決を経なければならない。

(農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村)

第七条 法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。

一 当該市町村の区域内の農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の一以下であること。

二 当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定める者がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の七十以上であること。

いと認めたときは、その請求を却下しなければならない。

2 前項の規定により却下された請求について、第九条第一項に規定する期間内に必要な数の署名押印を得たときは、更にその請求をすることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前条の請求があつた場合において、当該請求が成規の方式を欠くときは、期限を定めて、その補正を求めなければならない。

(農業委員会の部会の委員の互選)

第十二条 (略)

2 前項の互選の時期、方法及び手続に関する規程の制定及び変更は、当該農業委員会の総会(法第二十一条第一項に規定する総会をいう。)の議決を経なければならない。

(新設)

2 | 農林水産大臣は、前項各号のいずれにも該当する市町村を公告しなければならぬ。

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第八条 法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下であることとする。

(特別区等の特例)

第九条 (略)

2 法及びこの政令（次条から第十二条までを除く。）中市町村に関する規定は、指定都市（法第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。）にあつては、区に適用する。この場合において、市町村の長に関する規定は、その区の属する当該指定都市の長に關し規定したものとする。

(市町村の廃置分合の場合の措置)

第十条 市町村の廃置分合（市町村の設置を伴うものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、関係市町村（当該廃置分合によりその区域の全部が当該廃置分合により新たに設置される市町村（以下この条において「新設市町村」という。）の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）は、あらかじめ、協議に

(新設)

第十三条 (略)

(特別区等の特例)

2 法及びこの政令中市町村に関する規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（法第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市を除く。）にあつては、区に適用する。この場合において、市町村の長に関する規定は、その区の属する当該指定都市の長に關し規定したものとする。

(新設)

- より、関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設市町村の農業委員会（以下この条において「新設農業委員会」という。）の委員の定数を定めることができる。
- 2 前項の規定により新設農業委員会の委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 3 前項の規定により告示された新設農業委員会の委員の定数は、法第八条第二項の規定に基づき新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第五条の規定にかかわらず、第一項の規定により定められた新設農業委員会の委員の定数であることとする。
- 4 第二項の規定による告示が行われた場合には、指定日までの間に任命された新設農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から指定日までとする。
- 5 第二項の規定による告示が行われた場合には、新設市町村の長は、指定日までの間、関係市町村の協議により関係市町村の農業委員会の委員のうちから定めた者を、法第八条第一項及び第九条の規定によらないで、新設農業委員会の委員として任命することができる。
- 6 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、関係市町村は、あらかじめ、協議により、関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。
- 7 前項の規定により新設農業委員会の推進委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

8| 前項の規定により告示された新設農業委員会の推進委員の定数は、法第十八条第二項の規定に基づく新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第八条の規定にかかわらず、第六項の規定により定められた新設農業委員会の推進委員の定数であることとする。

9| 第七項の規定による告示が行われた場合には、新設農業委員会は、指定日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、新設農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

10| この条において「指定日」とは、関係市町村の協議により新設市町村の設置後一年を超えない範囲内で定めた日をいう。

11| 第一項、第五項、第六項及び前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第十一条 市町村の廃置分合（市町村の設置を伴わないものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、当該廃置分合後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）は、法第八条第三項の規定にかかわらず、当該廃置分合の日（以下この条において「廃置分合日」という。）において、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

2| 前項の規定により廃置分合日において存続市町村の農業委員会（以下この条において「存続農業委員会」という。）の委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村（当該廃置分合に

（新設）

よりその区域の全部が存続市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日（廃置分合日前から引き続き在任する存続農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。）までの間、第五条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の委員の定数であることとする。

3 | 第一項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、廃置分合日から任期満了日までの間に任命された存続農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

4 | 第一項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、存続市町村の長は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第九条の規定によらないで、存続農業委員会の委員として任命することができる。

5 | 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、存続市町村は、法第十八条第三項の規定にかかわらず、廃置分合日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6 | 前項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八

条第二項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日まで  
の間、第八条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日におけ  
る変更後の存続農業委員会の推進委員の定数であることとする。

7 第五項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の  
定数が増加された場合には、存続農業委員会は、廃置分合日から任期満  
了日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第  
十九条の規定によらないで、存続農業委員会の推進委員として委嘱する  
ことができる。

8 第一項又は第五項の規定により廃置分合日において農業委員会の委員  
又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、存続市町村は、あら  
かじめ、関係市町村の同意を得なければならない。

9 第四項の規定により存続農業委員会の委員を任命しようとする場合に  
は、存続市町村の長は、あらかじめ、関係市町村の長の同意を得なけれ  
ばならない。

10 前二項の同意については、関係市町村の議会の議決を経なければなら  
ない。

(市町村の境界変更の場合の措置)

第十二条 市町村の境界変更をしようとする場合には、関係市町村  
(当該境界変更によりその区域の一部が他の市町村の区域の一部となる  
市町村(以下この条において「縮小市町村」という。)及び他の市町村  
の区域の一部がその区域の一部となる市町村(以下この条において「拡  
大市町村」という。))をいう。以下この条において同じ。)は、法第八

(新設)

条第三項の規定にかかわらず、当該境界変更の日（以下この条において「境界変更日」という。）において、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

2 前項の規定により境界変更日において農業委員会の委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数以下となる範囲内で、農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日（境界変更日前から引き続き在任する当該農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。）までの間、第五条の規定にかかわらず、前項の規定による境界変更日における変更後の当該農業委員会の委員の定数であることとする。

3 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、境界変更日から任期満了日までの間に任命された拡大市町村の農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

4 第一項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の委員の定数が増加された場合には、拡大市町村の長は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の委員として任命することができる。

5| 市町村の境界変更をしようとする場合においては、関係市町村は、法第十八条第三項の規定にかかわらず、境界変更日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6| 前項の規定により境界変更日において農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、関係市町村は、当該境界変更後の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数が当該境界変更前の関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下となる範囲内で、農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、それぞれの関係市町村の農業委員会について、境界変更日から任期満了日までの間、第八条の規定にかかわらず、前項の規定による境界変更日における変更後の当該農業委員会の推進委員の定数であることとする。

7| 第五項の規定により境界変更日において拡大市町村の農業委員会の推進委員の定数が増加された場合には、拡大市町村の農業委員会は、境界変更日から任期満了日までの間、縮小市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

8| 第一項又は第五項の規定により境界変更日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、関係市町村は、あらかじめ、他の関係市町村の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、当該他の関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(農林水産省令への委任)

第十三条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(新設)

(法第五十六条の政令で定める業務)

第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(新設)

一 次のイからチまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務

- イ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十七条第六項及び第九十八条第九項(これらの規定を同法第百十一条において準用する場合を含む。 )並びに第九十九条第十項(同法第百条第二項及び第百条の二第二項(これらの規定を同法第百十一条において準用する場合を含む。 )並びに第百十一条、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の五、農任組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一条、集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十二条並びに市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第六条において準用する場合を含む。 )
- ロ 農地法第四条第四項及び第五項(これらの規定を同条第十項(同法第五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。 )及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。 )、第十八条第三項並びに第三十九条第四項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。 )

ハ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三十六条第

- 二項及び第三項（これらの規定を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十七条第八項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十一条第八項において準用する場合を含む。）
- 二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）
- ホ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第六項
- へ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第四項及び第五項
- ト 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第七条第四項及び第五項
- チ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第八条第四項において準用する場合を含む。）
- 二 次のイ及びロに掲げる協議において都道府県機構が行う業務
- イ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議
- ロ 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第四項第五号に掲げ

る事項に係る同条第七項及び第八項の協議

三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務

イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第二項の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議

ロ 地域再生法第十七条の十五第二項の農林水産省令 同条第一項の協議

ハ 東日本大震災復興特別区域法第二十四条第二項第一号の農林水産省令 同条第一項第一号に該当する同項の計画に係る同項の協議

ニ 東日本大震災復興特別区域法第四十七条第四項第十五号の農林水産省令 同法第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ホ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第八項第五号の農林水産省令 同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議

ヘ 大規模災害からの復興に関する法律第十一条第四項第十五号の農林水産省令 同法第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ト 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第八項第五号の農林水産省令 同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議